

21 宇監査第 68 号

平成 21 年 9 月 28 日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市監査委員

関 谷 智 子

同

小 山 茂 樹

同

森 真 二

平成 20 年度宇治市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、  
審査に付された平成 20 年度宇治市健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基  
礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見を提出する。

# 平成 20 年度宇治市健全化判断比率審査意見

## 第 1 審査の対象

平成20年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第 2 審査の期間

平成 21 年 8 月 5 日から平成 21 年 9 月 24 日まで

## 第 3 審査の方法

審査に当たっては、市長から送付を受けた健全化判断比率が適正に算定されているかどうか、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が法律等の趣旨に沿って適正に作成されているかどうかを検証し、必要に応じて関係書類の照査や、関係職員の説明を求めて審査を行った。

## 第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法律等の趣旨に沿って適正に作成されているものと認めた。

健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準に該当していないことを確認した。

## 第 5 審査の概要

### 1 健全化判断比率の状況

本市の健全化判断比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：%)

| 健全化判断比率  | 20年度 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | —    | 11.65   | 20.00  |
| 連結実質赤字比率 | —    | 16.65   | 40.00  |
| 実質公債費比率  | 4.5  | 25.0    | 35.0   |
| 将来負担比率   | —    | 350.0   | —      |

## 2 健全化判断比率の分析

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計、墓地公園事業特別会計及び飲料水供給施設事業特別会計）において、単年度の収支状況を示す指標であるが、一般会計等の実質収支は黒字であるため、該当がない。

### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等及び公営事業会計（国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計、簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計）において、単年度の収支状況を示す指標であるが、全会計の連結実質収支は黒字であるため、該当がない。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率（指数の3年度間の平均）は、一般会計等、公営事業会計及び一部事務組合・広域連合（京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合、城南衛生管理組合、京都府自治会館管理組合、京都府後期高齢者医療広域連合及び淀川・木津川水防事務組合）において、市債の元利償還等の、一般会計等に対する負担割合を示す指標であるが、4.5%であり、早期健全化基準を下回っている。

#### **(4) 将来負担比率**

将来負担比率は、一般会計等、公営事業会計、一部事務組合・広域連合及び地方公社・第三セクター等(宇治市土地開発公社及び宇治市廃棄物処理公社)において、実質的な負債の、一般会計等が将来負担すべき負担割合を示す指標であるが、その将来負担に対する充当可能財源等が上回るため、該当がない。

### **第6 審査意見**

平成20年度における健全化判断比率は、いずれも該当がないか、早期健全化基準を下回っていることから、財政状況が悪化したと認めることはできない。引き続き、財政の健全化に努められたい。

# 平成 20 年度宇治市資金不足比率審査意見

## 第 1 審査の対象

平成20年度決算における次の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

- 1 公営企業特別会計  
水道事業会計
- 2 公営企業特別会計以外の特別会計
  - (1) 簡易水道事業特別会計
  - (2) 公共下水道事業特別会計

## 第 2 審査の期間

平成 21 年 8 月 5 日から平成 21 年 9 月 24 日まで

## 第 3 審査の方法

審査に当たっては、市長から送付を受けた資金不足比率が適正に算定されているかどうか、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成が法律等の趣旨に沿って適正に作成されているかどうかを検証し、必要に応じて関係書類の照査や、関係職員の説明を求めて審査を行った。

## 第 4 審査の結果

審査に付された各会計に係る資金不足比率は、いずれも適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法律等の趣旨に沿って適正に作成されているものと認めた。

資金不足比率は、いずれの会計においても、経営健全化基準に該当していないことを確認した。

## 第5 審査の概要

### 1 資金不足比率の状況

本市の資金不足比率の状況は、次表のとおりである。

(単位：%)

| 会 計         | 20 年度 | 経営健全化基準 |
|-------------|-------|---------|
| 水道事業会計      | —     | 20.0    |
| 簡易水道事業特別会計  | —     | 20.0    |
| 公共下水道事業特別会計 | —     | 20.0    |

### 2 資金不足比率の分析

資金不足比率は、会計ごとの事業の規模に対する資金の不足額の割合を示す指標であるが、対象となっただけの会計においても資金の不足額がないため、該当がない。

## 第6 審査意見

平成 20 年度における資金不足比率は、対象となっただけの会計においても該当がないことから、経営状況が悪化したと認めることはできない。引き続き、経営の健全化に努められたい。